

平成 26 年 3 月

顧問先各位

岩崎・長野会計事務所

TEL:03-3711-8761

「経営者保証に関するガイドライン」が創設されました

経営者の個人保証を求めない融資を受けやすくなります

平成 26 年 2 月 1 日より、「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されました。経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等に応援するためのガイドラインです。

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

■ 経営者の個人保証のルールとして、以下のガイドラインが定められました。

- ① 法人と個人が明確に分離されている場合には、経営者の個人保証をもとめない
- ② 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際には、一定の生活費を残すことや、自宅に住み続けられることなどを検討
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は、原則として免除する

※ 資産負債の状況、業績見通しなどの経営状況の開示・説明を行うことが必要となります。

日本政策金融公庫でも経営者保証を求めない融資を強化しています

■ 内容

新規借入、既存借入について、**経営者保証の免除又は猶予**を受けることができます。

■ 利率

経営者保証の免除又は猶予を受けた借入については、一定の利率が上乗せされます。
(一定の要件を満たせば、利率の上乗せが免除されます。)

詳しくは、岩崎・長野会計事務所までご相談ください。

岩崎・長野会計事務所

〒152-0004 東京都目黒区鷹番 2 丁目 21 番 11 号プラザ鷹番 302 号

TEL:03-3711-8761